

# 入札公告

告示第6号  
令和8年5月11日

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、三条地域水道用水供給企業団会計規程第2条に基づく三条市財務規則（平成17年規則第40号）第162条の規定により公告する。

三条地域水道用水供給企業団  
企業長 滝沢 亮



## 記

- 1 工事番号 企建第8号
- 2 工事名 浄水処理施設薬品注入設備（その1）工事
- 3 工事場所 三条市長野（企業団浄水場） 地内
- 4 工事期間 令和9年3月26日（金）まで
- 5 入札日時 令和8年5月28日（木）午後2時00分
- 6 入札場所 三条地域水道用水供給企業団 2階 議場
- 7 入札保証金 免除する。
- 8 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額を納めなければならない。  
（ただし、請負金額が300万円未満の場合は免除する。）
- 9 前金払 する。（ただし、請負金額が300万円未満の場合はしない。）
- 10 部分払 する。
- 11 予定価格 事後公表
- 12 最低制限価格 設ける。
- 13 見積内訳書 必要
- 14 入札回数 2回を限度とする。
- 15 入札参加条件

次の(1)から(5)までの資格要件をすべて満たすこと。

(1) 令和7・8年度三条地域水道用水供給企業団建設工事入札参加資格者のうち次に該当する者

| 業種（部門） | 総合評価点  | その他の条件   |
|--------|--------|--|
| 機械器具設置 | 800点以上 | 新潟県内に本社、本店又は営業所を有する者<br><実績要件>平成23年4月1日以降に施設能力30,000立方メートル/日以上の上水道施設で、機械設備の据付工事（修繕工事は除く）の公共工事またはコリンズ（CORINS）登録の公共発注機関等の工事の元請実績（単体、または共同企業体の代表者の実績に限る。）がある者 |

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者
- (3) 本工事に係る入札参加資格審査申請を行った日から本件工事の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けていない者
- (4) 自社（個人である場合はその者）若しくは自社の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、三条市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (5) 本件工事の入札に参加する他の者との間において、次のいずれにも該当しない者

### ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。）
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

## ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 16 申請書の提出期限 令和8年5月20日(水)午後4時00分まで  
(ただし、受付は、土曜・日曜・祝日及び正午から午後1時の間を除く。)
- 17 入札参加申請書 制限付一般競争入札参加申請書(様式1)
- 18 申請書提出先 三条地域水道用水供給企業団事務所へ持参(三条市長野1365番地)
- 19 参加資格審査の決定 入札参加資格のない者には5月22日(金)までに文書で通知致します。
- 20 設計図書の閲覧 三条地域水道用水供給企業団ホームページ入札情報に掲載する。
- 21 質問の受付方法 三条地域水道用水供給企業団事務所へ持参又は電子メール(様式4)  
令和8年5月20日(水)午後4時00分まで  
(E-mail: sskigyo@crocus.ocn.ne.jp)
- 22 回答方法 令和8年5月22日(金)までにホームページ入札情報に掲載する。
- 23 入札の中止 入札中止又は延期の連絡については入札参加業者に通知致します。
- 24 入札の辞退 入札参加申請書の提出後入札を辞退する場合は、あらかじめ入札辞退届を提出すること。
- 25 無効入札 入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 26 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 27 週休2日促進工事 対象とする。
- 28 留意事項 本工事に関連して国庫補助金の交付状況に応じ、年度内に追加工事を発注する可能性がある。追加工事は本工事との技術的一体性および施工の連続性を確保する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする場合がある。なお、当該追加工事の予定価格の算定に当たっては、本工事と追加工事の直接工事費を合算した額に基づき諸経費率を設定する場合がある。
- 29 その他
- (1) 前各項に定めるもののほか、三条地域水道用水供給企業団会計規程第2条に基づく三条市水道事業会計規程及び三条市財務規則並びに同規則別記建設工事請負基準約款を準用する。また、入札に当たっては三条地域水道用水供給企業団会計規程を遵守すること。
- (2) 問合せ先は次のとおりとする。  
三条地域水道用水供給企業団 庶務会計係 電話 0256-47-2201